

株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネベア株式会社

代表取締役 貝 沼 由 久

第63回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第63回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第63期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第63期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第63期の期末における剰余金の配当は、1株につき2円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

定款の変更内容は、後記【定款一部変更の内容】のとおりであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役として貝沼由久、道正光一、加藤木洋治、平尾明洋、小林英一(以上重任)、矢島裕孝(新任)、山中雅義、藤田博孝、村上光瑠、松岡 卓(以上重任)の10氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、村上光瑠、松岡 卓の両氏は社外取締役であります。

【定款一部変更の内容】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(株券の発行) <u>第7条</u> 本会社は、株式に係わる株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得) <u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>第9条</u> 本会社の単元株式数は1,000株とする。 <u>本会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求) <u>第10条</u> 単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを本会社に請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 本会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。 <u>本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) <u>第12条</u> (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己株式の取得) <u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) <u>第8条</u> 本会社の単元株式数は1,000株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増請求) <u>第9条</u> 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを本会社に請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第10条</u> 本会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) <u>第11条</u> (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(基準日)</p> <p>第13条 本会社は、毎事業年度末日現在における株主名簿記載又は記録の株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。</p> <p>本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことができる。</p> <p>第14条～第39条（条文省略）</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を行なう。</p> <p>本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、配当金の支払いを行なうことができる。</p> <p>但し、配当金は支払開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 本会社は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記録された株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。</p> <p>本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことができる。</p> <p>第13条～第38条（現行どおり）</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を行なう。</p> <p>本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、配当金の支払いを行なうことができる。</p> <p>但し、配当金は支払開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</p> <p>附則</p> <p><u>本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、次のとおり代表取締役が選定され、就任いたしました。

代表取締役 貝 沼 由 久

また、同取締役会において、次のとおり執行役員が選任され、それぞれ就任いたしました。
(※印は取締役であります。)

※社長執行役員	貝 沼 由 久	執行役員	相 場 高 志
※副社長執行役員	道 正 光 一	執行役員	許 斐 大司郎
※専務執行役員	加藤木 洋 治	執行役員	松 田 達 夫
※専務執行役員	平 尾 明 洋	執行役員	秋 山 元 治
※専務執行役員	小 林 英 一	執行役員	内 堀 民 雄
※専務執行役員	矢 島 裕 孝	執行役員	竹 下 浩 一
※専務執行役員	山 中 雅 義	執行役員	鶴 田 哲 也
※専務執行役員	藤 田 博 孝	執行役員	上 原 周 二
専務執行役員	屋 代 榮	執行役員	野 根 茂
常務執行役員	藤 澤 進	執行役員	榛 葉 国 雄
常務執行役員	新 島 基 之	執行役員	依 田 博 実
常務執行役員	望 月 淳 一	執行役員	古 屋 美 幸
常務執行役員	武 者 次 彦	執行役員	長 谷 春 一
常務執行役員	ギョリー・ヨマンタス	執行役員	沢 山 和 紀
執行役員	飯 島 守 皓	執行役員	岩 屋 良 造

配当金のお支払いについて

第63期期末配当金は、同封の「第63期期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（平成21年6月29日から同年7月28日まで）にお受け取り下さい。

なお、振込先をご指定の方には、「第63期期末配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封いたしますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

以 上